

3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌の状況

札幌市には、山地部は褐色森林土、丘陵地は黒ぼく土壌、褐色森林土、台地部は低位及び中間泥炭土壌、グライ土や黒ぼく土壌、低地部は褐色低地土、灰色低地土、グライ土の低地土や低位及び中間泥炭土壌、また、北西沿岸部には砂丘未熟土壌が主に分布しています。

2) 地盤の状況

札幌市には、主に低地部に泥炭地や粘土・シルト層といった軟弱地盤層が見られます。概況調査範囲及びその周辺では、地盤卓越振動数は測定されていません。

3) 土壌汚染及び地盤沈下の状況

(1) 土壌汚染

関係地域が位置する中央区、北区、東区における「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定は、表3-1-6に示すとおりです¹⁸⁾。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域はありません。

なお、事業区域には過去にクリーニング所が立地していたため、土壌汚染物質であるテトラクロロエチレン等について人為汚染発生の可能性は否定できません。

表3-1-6 土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況

項目	整理番号	指定年月日	指定番号	所在地（地番）
要措置区域	整-23-2	平成23年10月7日	要-1号 (指-3号)	北区新川3条1丁目391番59の一部
形質変更時 要届出区域	整-24-5	平成25年3月7日	形-6号 (指-9号)	東区北18条東1丁目13番17、13番18

札幌市「札幌市 土壌汚染 土壌汚染対策法 区域指定情報」(平成26年5月アクセス)¹⁸⁾

(2) 地盤沈下

札幌市には、「工業用水法」第3条第1項に基づく指定地域はありません。また、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」第3条第1項に基づく指定地域はありません。

「北海道環境白書’13」（平成25年9月 北海道）によると、石狩平野は、地盤沈下またはそのおそれがある地域に指定されています。札幌市内では、昭和40年代後半から50年代にかけて、泥炭や粘土・シルト層が分布する低地部を中心に、広い範囲で地盤沈下が見られました。

地盤沈下の実態を把握し、地盤沈下対策を行うために、北海道及び札幌市では観測井戸、水準点を設置し、また、北海道開発局、独立行政法人北海道立総合研究機構地質研究所、札幌市では地盤沈下及び地下水位の定点観測を継続して行っています。札幌市に設置された水準点の水準測量調査の結果は、表3-1-7に示すとおりで、平成24年度においては、北区太平の水準点で軟弱地盤の圧密収縮により、年間最大沈下量1.32cmの沈下が測定されましたが、他の地点は全て1.0cm未満であり、現状においては、沈下域・沈下量は減少しており、地下水位は概ね横ばい傾向にあります¹⁹⁾。

また、札幌市においては、「札幌市生活環境の確保に関する条例」により、地下水揚水施設の届出、地下水採取基準の遵守、地下水採水量の報告等が義務づけられています。

表3-1-7 水準測量実施状況及び沈下量

年度	観測地点数	沈下地点数	1.0cm 未満	1.0cm 以上 2.0cm 未満	2.0cm 以上 3.0cm 未満	3.0cm 以上	年間最大沈下量地点
H20	51	43	34	8	0	1	4.40cm 北区篠路町福移
H21	58	21	20	1	0	0	1.92cm 北区篠路町福移
H22	54	35	34	0	1	0	2.03cm※1 東区東苗穂7条2丁目
H23	46	28	27	1	0	0	1.62cm 東区東苗穂7条2丁目
H24	49	46	45	1	0	0	1.32cm 北区太平5条1丁目

札幌市「札幌市 地盤沈下の現況及び調査札幌市の地盤沈下に関する調査 (1)精密水準測量調査」
(平成26年5月アクセス) ¹⁹⁾

注) ※1は平成21年度から平成22年度までの累積沈下量の年平均値です。

4 地形及び地質の状況

1) 地形の状況

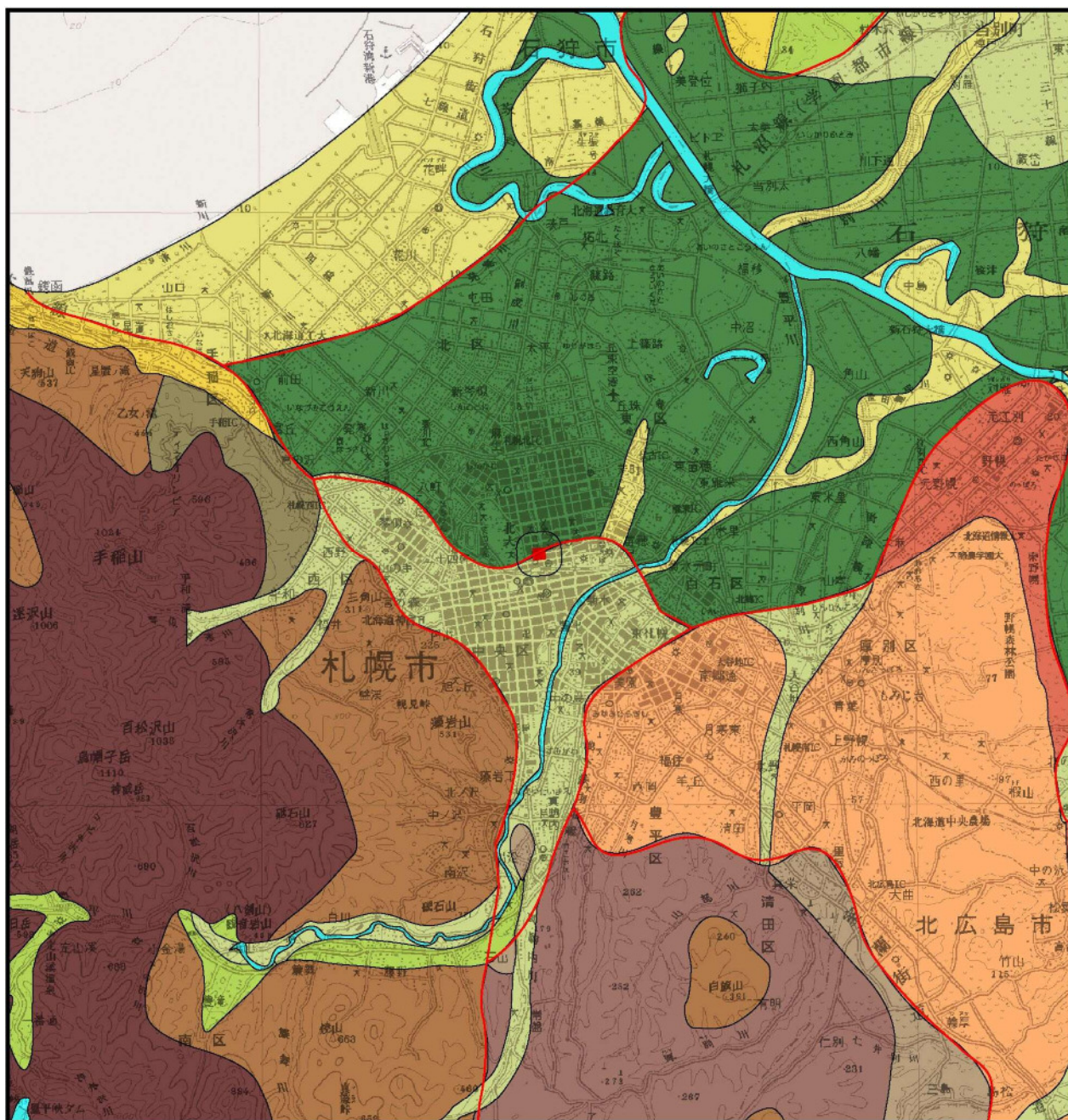
札幌市の地形は、表3-1-8及び図3-1-7に示すとおり、南西部に広く分布する胆振山地、山地に繋がり南東部に広がる島松丘陵、南東部から東部にかけて広がる野幌台地、石狩川及びその支流を中心とする地帯に広がる、石狩低地、札幌扇状地、花畔砂丘地に区分される石狩湾岸低地に区分することができます²⁰⁾。

事業区域は、石狩湾岸低地の札幌扇状地の扇端に位置しています。

表3-1-8 札幌市の地形地域区分

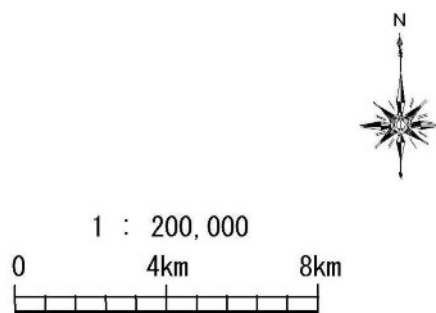
大区分	中区分	小区分
山地	胆振山地	中起伏山地
		小起伏山地
		山麓地
丘陵地	島松丘陵	大起伏丘陵地
		小起伏丘陵地
台地・段丘	野幌台地	砂礫台地（中位）
		砂礫台地（下位）
		ローム台地（中位）
低地 （石狩湾岸低地）	花畔砂丘地	扇状地性低地
	石狩低地	三角洲性低地
	札幌扇状地	自然堤防・砂州

国土庁「土地分類図 地形分類図（石狩・後志・胆振支庁）」（昭和50年）²⁰⁾



凡 例		
	山 地	中 起 伏 山 地
		小 起 伏 山 地
		山 麓
	丘陵地	大 起 伏 丘 陵 地
		小 起 伏 丘 陵 地
	台 地・ 段 丘	砂 礫 台 地 (中 位)
		砂 礫 台 地 (下 位)
		口 一 ム 台 地 (中 位)
		口 一 ム 台 地 (下 位)
	低 地	扇 状 地 性 低 地
		三 角 州 性 低 地
		自 然 堤 防 ・ 砂 州
	地 形 地 域 区 界 線	
	湖 沼 ・ 河 川	
	事 業 区 域	
	関 係 地 域	

図3-1-7 地形分類図



2) 地質の状況

札幌市で最も古く基盤を形成する地層は、中生代三畳紀～ジュラ紀の薄別層となっています。南西部の山地には、主に新生代第三紀～第四紀更新世の火山岩や火山砕せつ岩からなり、南東部の台地は、第四紀の支笏軽石流により形成され、この火砕流堆積物が固結して成立した凝結凝灰岩の札幌軟石が石山等で見られます。豊平川扇状地、発寒川扇状地などの扇状地は、砂・礫・粘土からなる安定した地盤で豊富な地下水に恵まれ、その北側の主に石狩沖積平野からなる低地は、海生の砂丘地や、泥炭地が広く分布しています。

概況調査範囲及びその周辺の地質の状況は、表3-1-9及び図3-1-8に示すとおりで、第四紀に属する未固結堆積物の発達によって成立しており、その地質は、低地帯に流れ込む豊平川水系、琴似川水系の河川に運ばれた河川運搬堆積物（豊平川氾濫原堆積物、琴似川扇状堆積物）、そして河川運搬堆積物の堆積によって発達した泥炭層、現河川の河原を構成する現河川堆積物に大別されます²¹⁾。

事業区域は、埴土、砂からなる北部札幌埴土と砂、礫、粘土、壤土からなる札幌扇状堆積物の分布境界に位置しています。

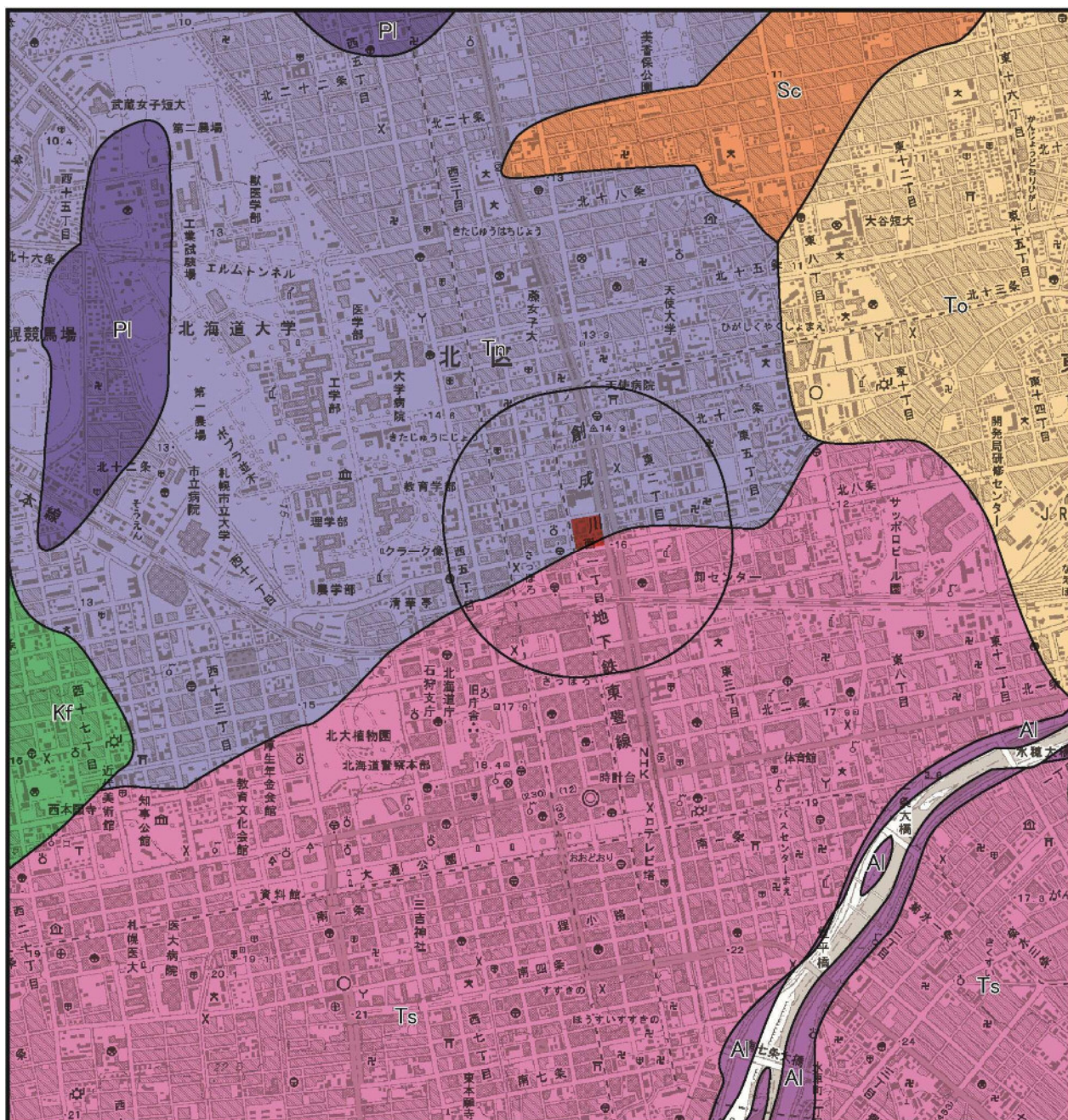
表3-1-9 概況調査範囲及びその周辺の地質区分

地質時代		地 質		岩 質
第四紀	沖積世	現 河 川 堆 積 物		砂、礫、粘土
		泥 炭 土	低 位 泥 炭	ヨシ泥炭
		琴 似 川 扇 状 堆 積 物		埴土、砂、礫、粘土
		豊平川氾濫原堆積物	札幌扇状堆積物	砂、礫、粘土、壤土
			丘 珠 埴 土	埴土
			北 部 札 幌 埴 土	埴土、砂

北海道地下資源調査所「5万分の1地質図幅（札幌）」（昭和29年）²¹⁾

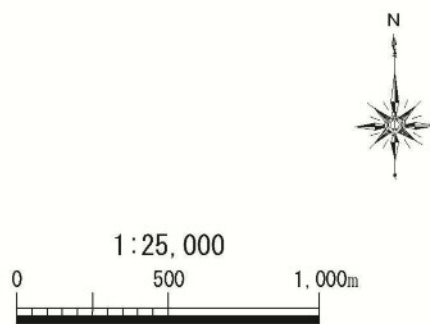
3) 学術上又は希少性の観点から重要な地形・地質

概況調査範囲及びその周辺には、学術上又は希少性の観点から重要な地形・地質として、「日本の地形レッドデータブック 第1集新装版—危機にある地形—（2000年 小泉武栄・青木賢人編）」において豊平川（溪谷・扇状地地形）が保存することが望ましい地形として選定されています。なお、詳細な位置については明記されていません。



凡 例			
第四紀	沖積世	現 河 川 堆 積 物	Al
		低 位 泥 炭	Pl
		琴 似 川 扇 状 堆 積 物	Kf
		札 幌 扇 状 堆 積 物	Ts
		丘 珠 埴 土	To
		北 部 札 幌 埴 土	Tn
		篠 路 埴 土	Sc
■	事 業 区 域		
○	関 係 地 域		

図3-1-8 表層地質図



5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動植物の生息又は生育の状況

(1) 動植物の生息又は生育に関する調査の概況

札幌市及びその周辺地域は、冷温帯と亜高山帯の移行部分に位置しているため南方系と北方系の植物種が混在し、また南西域の山地には自然性の高い各種動物の良好な生息域となる自然性の高い地域が多くあり、動植物種の豊富な地域となっています。

概況調査範囲では、北海道大学構内や創成川など一部に緑地がみられるほかは大部分が市街地として利用されており、そのため動植物も北海道の都市周辺で一般的にみられる種が生息・生育していると考えられます。

表3-1-10に示す既存資料では、事業区域に係る資料は確認できませんでしたが、概況調査範囲とその周辺の市街地、北海道大学構内、創成川における動植物の確認状況が記載されています。これらの既存資料による動植物の確認状況は以下に示すとおりです。

A 哺乳類

概況調査範囲周辺では、ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ等の3目3科6種が確認されています。

B 鳥類

概況調査範囲周辺では、ハクセキレイ、ヒヨドリ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス等の11目33科82種が確認されています。

C は虫類・両生類

概況調査範囲周辺では、は虫類のミシシippアカミミガメの1目1科1種が確認されています。なお、両生類の確認はありません。

D 魚類

創成川では、コイ、ギンブナ、ウグイ、モツゴ、ウキゴリ等の7目8科20種が確認されています。

E 昆虫類

概況調査範囲周辺では、ヒシバツタ、ムギカスミカメ、ウリハムシモドキ、クロヤマアリ、ホソヒラタアブ、コキマダラセセリ等の10目67科125種が確認されています。

F 底生動物

創成川では、ミズムシ、スジエビ、カワニナ、イトミミズ等の8目11科12種が確認されています。

G 植物

概況調査範囲周辺では、イチイ、ナナカマド、ハリエンジュ、エゾノギシギシ、ナズナ、セイヨウタンポポ等の118科786種の高等植物(維管束植物)が確認されます。

表3-1-10 既存資料一覧

参考文献
北海道大学「改訂版 北大エコキャンパス読本-植物編付・鳥類リスト-」(平成25年4月アクセス) ²²⁾
原松次「札幌の植物 目録と分布表」(北大キャンパス、市街地)(平成4年5月) ²³⁾
札幌市「札幌の河川 河川環境について 環境教育 自然環境調査 川の生き物」(平成25年4月アクセス) ²⁴⁾
札幌市「札幌市資料」 ²⁵⁾
札幌市立太平小学校「開校25周年記念誌 太平」(平成11年11月) ²⁶⁾
諏訪正明「北海道大学キャンパスにみる自然と人間の歴史 大学等地域開放特別事業「大学」r. サイエンス&ものづくり」北海道大学総合博物館土曜市民セミナーガイドブック」 (平成15年9月) ²⁷⁾

(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

動物の重要な種の抽出にあたっては、表3-1-11に示す法令または文献等を参考とします。

表3-1-10に示す既存資料によれば、概況調査範囲周辺では重要な種として表3-1-12に示す動物が確認されています。

表3-1-11 動物の重要な種に関する参考資料

区分	法令または文献等の名称
法令等	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)
	北海道文化財保護条例(昭和三十年北海道条例第八十三号)
	北海道希少野生動物の保護に関する条例(平成十三年北海道条例第四号)
文献	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 哺乳類(2012年, 環境省)
	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 鳥類(2012年, 環境省)
	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 爬虫類・両生類(2012年, 環境省)
	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 汽水・淡水魚類(2013年, 環境省)
	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 昆虫類(2012年, 環境省)
	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 貝類(2012年, 環境省)
	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト その他無脊椎動物(2012年, 環境省)
	北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック(2001年, 北海道)

表3-1-12 学術上又は希少性の観点から重要な動物

区分	種名	選定基準					
		1)	2)	3)	4)	5)	6)
鳥類	オジロワシ	天然	国内			VU	En
	オオタカ		国内			NT	Vu
	ハイタカ					NT	Vu
	ハヤブサ		国内			VU	Vu
魚類	スナヤツメ					VU	
	マルタ						N
	エゾウグイ						N
	ドジョウ					DD	
	ハナカジカ						N
	ジュズカケハゼ					NT	
昆虫類	オオイトトンボ						R
	ヒメリスアカネ						R
	オオミズスマシ					NT	
	ミズバチ					DD	
底生動物	モノアラガイ					NT	
合計	15種	1種	3種	-	-	10種	9種

注1) 選定基準の欄中は、それぞれ以下に示すとおりです。

- 1) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)
特: 特別天然記念物、天: 天然記念物
- 2) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)
内: 国内希少野生動植物種、緊: 緊急指定種
- 3) 「北海道文化財保護条例」(昭和30年北海道条例第83号)
道天: 道指定天然記念物
- 4) 「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」(平成13年北海道条例第4号)
希: 指定希少野生動植物、特希: 特定希少野生動植物
- 5) 環境省(2012)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 哺乳類
環境省(2012)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 鳥類
環境省(2012)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 爬虫類・両生類
環境省(2013)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 汽水・淡水魚類
環境省(2012)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 昆虫類
環境省(2012)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 貝類
環境省(2012)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 その他無脊椎動物
EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、Lp: 絶滅のおそれのある地域個体群
- 6) 北海道(2001)「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001」
Ex: 絶滅種、Cr: 絶滅危機種、En: 絶滅危惧種、Vu: 絶滅危急種、R: 希少種、N: 留意種、
Lp: 地域個体群

注2) 法律に定める貴重性の解説 注1)の1)～4)について

法律	定義等
文化財保護法	天然記念物: 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの。 特別天然記念物: 天然記念物のうち、特に重要なもの。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種: その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。 緊急指定種: 環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認め、指定したもの。
北海道文化財保護条例	道指定天然記念物: 動物・地質鉱物で学術上価値の高いもの。
北海道希少野生動物の保護に関する条例	指定希少野生動植物: 希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認めて指定するもの。 特定希少野生動植物: 指定希少野生動植物のうち、譲渡し及び譲受けを監視する必要があるものを指定するもの。

注3) 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストに定める選定基準 注1)の5)について

区分	基本概念
絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。
絶滅危惧ⅠA類(CR)	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。
絶滅危惧ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
準絶滅危惧(NT)	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

注4) 北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001に定める選定基準 注1)の6)について

区分	基本概念
絶滅種(Ex)	すでに絶滅したと考えられる種または亜種。
野生絶滅種(Ew)	本道の自然界ではすでに絶滅したと考えられているが、飼育等の状態で生存が確認されている種または亜種。
絶滅危機種(Cr)	絶滅の危機に直面している種または亜種。
絶滅危惧種(En)	絶滅の危機に瀕している種または亜種。
絶滅危急種(Vu)	絶滅の危機が増大している種または亜種。
希少種(R)	存続基盤が脆弱な種または亜種(現在のところ、上位ランクには該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行する要素を有するもの)。
地域個体群(LP)	保護に留意すべき地域個体群。
留意種(N)	保護に留意すべき種または亜種(本道においては個体群、生息生育ともに安定しており特に絶滅のおそれはない)。

(3) 植物の重要な種及び群落の状況

植物の重要な種及び群落の抽出にあたっては、表3-1-13に示す法令または文献等を参考とします。

表3-1-10に示す既存資料によれば、概況調査範囲周辺では重要な種として表3-1-14に示す植物が確認されています。

なお、概況調査範囲周辺においては、特定植物群落等の重要な群落は選定されていません。

表3-1-13 植物の重要な種・群落に関する参考資料

区分	法令または文献等の名称
法令等	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)
	北海道文化財保護条例(昭和三十年北海道条例第八十三号)
	北海道希少野生動物の保護に関する条例(平成十三年北海道条例第四号)
文献	日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 植物Ⅰ及び植物Ⅱ(2012年, 環境省)
	北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック(2001年, 北海道)
	日本の重要な植物群落(北海道版) -第2回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書-(1980年, 環境庁)
	日本の重要な植物群落Ⅱ(北海道版) -第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書-(1988年, 環境庁)

表3-1-14 学術上又は希少性の観点から重要な植物

区分	種名	選定基準					
		1)	2)	3)	4)	5)	6)
植物	ミヤマビャクシン						Vu
	ヤエガワカンバ					NT	
	エゾエノキ						R
	エゾノミズタデ						Vu
	シデコブシ					NT	
	フクジュソウ						Vu
	トサミズキ					NT	
	エゾサンザシ					VU	Cr
	クロミサンザシ					EN	Cr
	クロビイタヤ					VU	
	エゾムラサキツツジ					VU	
	クリンソウ						Vu
	タヌキモ					NT	R
	オオベニウツギ					CR	
	ヤナギタウコギ					VU	En
	オナモミ					VU	
	イトモ					NT	
	カタクリ						N
	クロユリ						R
	コジマエンレイソウ					VU	R
	ハイドジョウツナギ						R
	ミクリ					NT	R
	クゲヌマラン					VU	
合計	23種	-	-	-	-	15種	14種

注1) 選定基準の欄中は、それぞれ以下に示すとおりです。

- 1)「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)
特:特別天然記念物、天:天然記念物
- 2)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)
内:国内希少野生動植物種、緊:緊急指定種
- 3)「北海道文化財保護条例」(昭和30年北海道条例第83号)
道天:道指定天然記念物
- 4)「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」(平成13年北海道条例第4号)
希:指定希少野生動植物、特希:特定希少野生動植物
- 5)環境省(2012)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 植物I及び植物II」
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、Lp:絶滅のおそれのある地域個体群
- 6)北海道(2001)「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001」
Ex:絶滅種、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、N:留意種、
Lp:地域個体群

注2) 法律に定める貴重性の解説 注1)の1)～4)について

法律	定義等
文化財保護法	天然記念物:動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの。 特別天然記念物:天然記念物のうち、特に重要なもの。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種:その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。 緊急指定種:環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認め、指定したもの。
北海道文化財保護条例	道指定天然記念物:動物・地質鉱物で学術上価値の高いもの。
北海道希少野生動物の保護に関する条例	指定希少野生動植物:希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認めて指定するもの。 特定希少野生動植物:指定希少野生動植物のうち、譲渡し及び譲受けを監視する必要があるものを指定するもの。

注3) 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストに定める選定基準 注1)の5)について

区分	基本概念
絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。
絶滅危惧ⅠA類(CR)	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。
絶滅危惧ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
準絶滅危惧(NT)	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

注4) 北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001に定める選定基準 注1)の6)について

区分	基本概念
絶滅種(Ex)	すでに絶滅したと考えられる種または亜種。
野生絶滅種(Ew)	本道の自然界ではすでに絶滅したと考えられているが、飼育等の状態で生存が確認されている種または亜種。
絶滅危機種(Cr)	絶滅の危機に直面している種または亜種。
絶滅危惧種(En)	絶滅の危機に瀕している種または亜種。
絶滅危急種(Vu)	絶滅の危機が増大している種または亜種。
希少種(R)	存続基盤が脆弱な種または亜種(現在のところ、上位ランクには該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行する要素を有するもの)。
地域個体群(LP)	保護に留意すべき地域個体群。
留意種(N)	保護に留意すべき種または亜種(本道においては個体群、生息生育ともに安定しており特に絶滅のおそれはない)。

2) 植生の状況

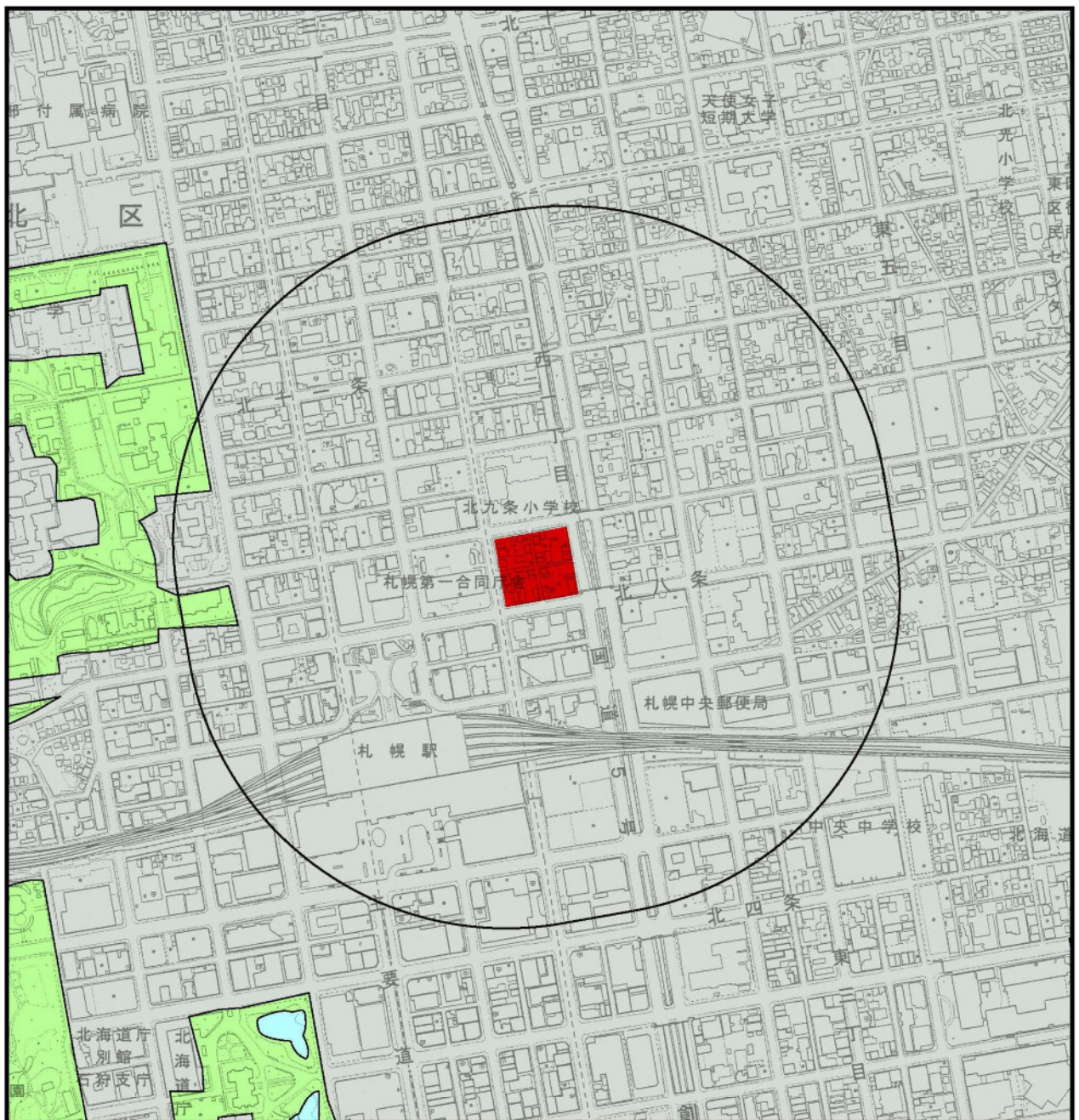
概況調査範囲における植生の状況は、第6回自然環境保全基礎調査によると、図3-1-9に示すとおり、北海道大学構内や北海道大学附属植物園、北海道庁等の敷地などに緑地がみられるほかは、大部分が市街地となっています²⁹⁾。

主な植生は、表3-1-15に示します。

表3-1-15 主な植生の状況

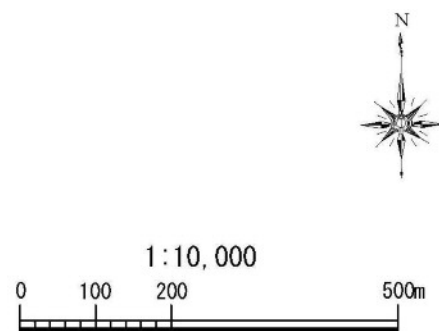
中 区 分	主な植生の状況
市街地	緑被率30%未満の市街地等で、住宅地、ビル、道路、人工構造物が卓越する区域。2007年までに全ブロックで記載された。
残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	土地利用形態の一凡例。比較的新しく形成された残存・植栽樹群をもつ大面積の都市公園等。なお、残存・植栽樹群地は一括するが、1 ha以上の自然林、二次林、植林、芝地等を含む場合はそれぞれ別に抽出する。2007年までに全ブロックで記載された。

環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境保全基礎調査植生調査情報提供サイト 統一凡例一覧表 大・中・細区分一覧表」(平成25年4月アクセス)²⁸⁾



凡 例	
	市 街 地
	残存・植栽樹群を持った公園、墓地等
	開 放 水 域
	事 業 区 域
	関 係 地 域

図3-1-9 現存植生図



この地図は「1:10,000 札幌市現況図（札幌市）」を使用した。

3) 生態系の状況

文献調査結果に基づく生態系の状況は、以下に示すとおりです。

(1) 生態系の概況

概況調査範囲は、北海道大学構内や北海道大学附属植物園、北海道庁の敷地などの比較的面積の広い緑地がみられるほかは大部分が市街地となっていますが、現地踏査の結果、図3-1-10に示すとおり、市街地に分布する緑地が確認されました。

概況調査範囲の自然環境類型図は、現存植生図及び現地踏査の結果等を基に作成し、図3-1-10に示すとおり、自然環境の類型区分を以下の3区分に分類しました。各区分の構成要素等は、既存資料等により、以下のとおりと考えました。

A 市街地周辺のまとまった緑地

生息・生育の基盤は、北海道大学構内や北海道大学附属植物園、北海道庁敷地内にみられる緑地です。

主な植物相は落葉広葉樹林、落葉広葉樹植林、常緑針葉樹植林等です。

主な動物相はキジバト、アカゲラ、コゲラ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、シジュウカラ、ヒガラ、ゴジュウカラ、カワラヒワ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス等です。

B 市街地に点在する緑地

生息・生育の基盤は、創成川沿いとビルや住宅地の庭、小学校の校庭、寺社等に見られる緑地です。

主な植物相は落葉広葉樹林、落葉広葉樹植林、常緑針葉樹植林等です。

主な動物相はトビ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、カワラヒワ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス等です。

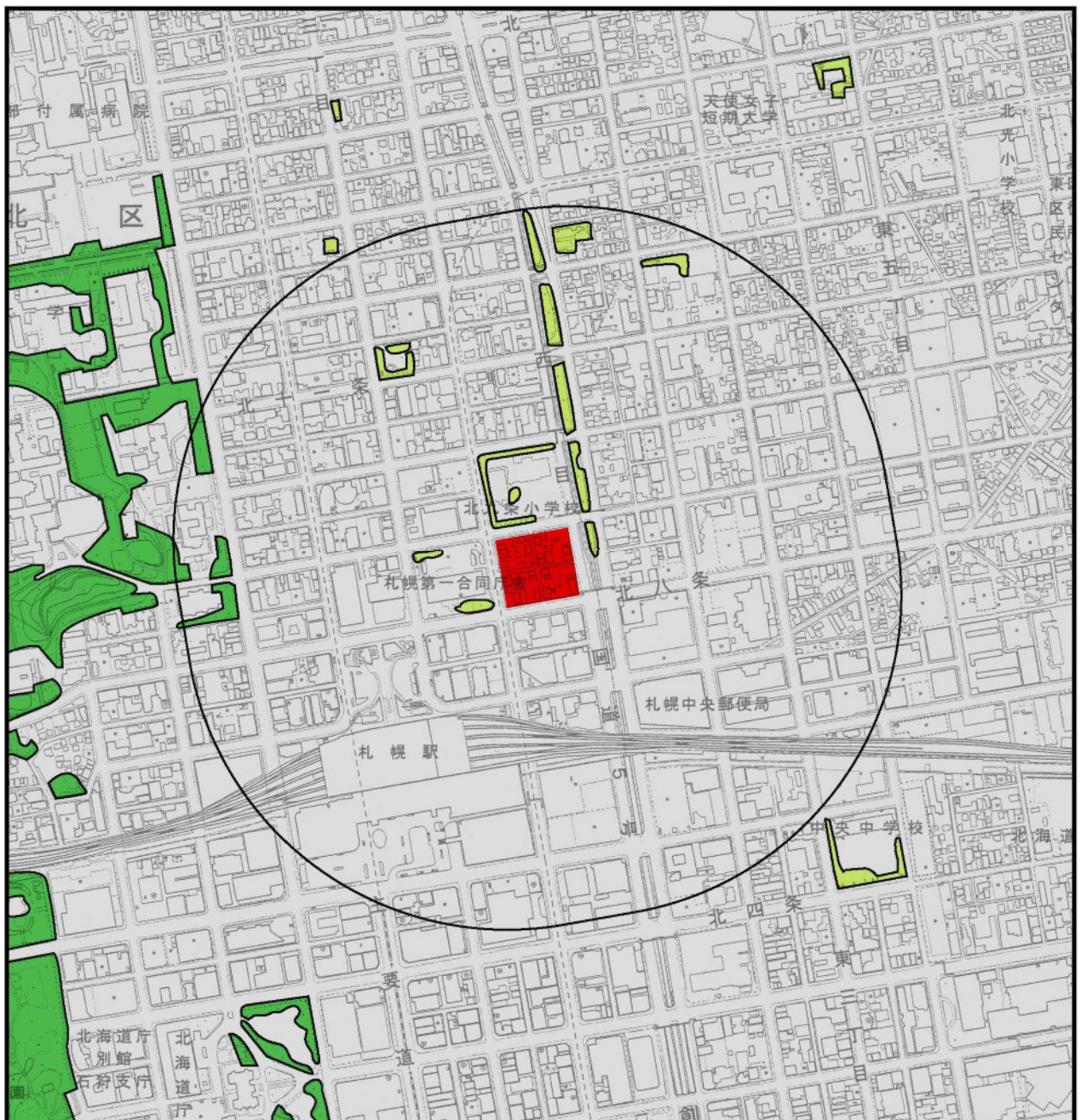
C その他の市街地

市街地のうち現地踏査でまとまった緑地が確認されなかった範囲です。

生息・生育の基盤は、建物や道路脇の草地、路上です。

主な植物相は路傍草本群落等です。

主な動物相はスズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス等です。

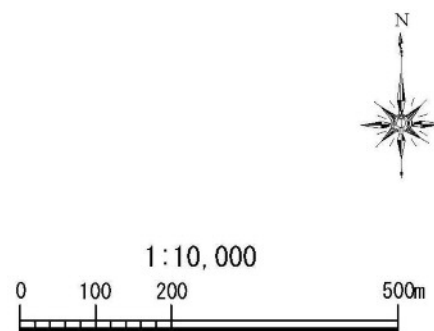


凡 例	
	市街地周辺のまとまった緑地
	市街地に点在する緑地
	その他の市街地
	事業区域
	関係地域

※規模10×10m、樹高10m以上の樹林帯を抽出

この地図は「1：10,000 札幌市現況図（札幌市）」を使用した。

図3-1-10 自然環境類型図



(2) 地域を特徴づける生態系の抽出及び注目種・群集の抽出

「地域を特徴づける生態系」として、“A：市街地周辺のまとまった緑地”、“B：市街地に点在する緑地”を抽出しました。これらの「地域を特徴づける生態系」において、上位性、典型性、特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集を文献調査結果と現地踏査結果から想定すると、表3-1-16に示すとおりです。また、「注目種・群集」の抽出基準を表3-1-17に示します。

表3-1-16 地域を特徴づける生態系における注目種・群集（文献調査結果及び現地踏査に基づく）

類型区分		注目種・群集	
A	市街地周辺のまとまった緑地	上位性	トビ
		典型性	トドマツ、ハルニレ、ハンノキ、シジュウカラ
		特殊性	－
B	市街地に点在する緑地	上位性	トビ
		典型性	イチイ、ナナカマド、ハクセキレイ、ヒヨドリ、ムクドリ
		特殊性	－

表3-1-17 注目種・群集における抽出基準

抽出基準	注目種・群集の抽出視点
上位性	類型化する「地域を特徴づける生態系」の食物連鎖の上位に位置する動物を抽出します。植物は生態系における生産者の役割を果たすため、上位性の対象としません。
典型性	類型化する「地域を特徴づける生態系」に優占する植物種または植物群落、それらを捕食する動物（一次消費者程度）、個体数が多い動物等を抽出します。
特殊性	類型化する「地域を特徴づける生態系」において、相対的に分布範囲が狭い又は質的に特殊な環境に生息・生育する動植物種を抽出します。